

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

◇ 告 示
健康保険法による保険医の登録
土地改良事業の認可

◇ 公 告
道路の位置の指定
准看護婦試験の実施

告 示

鳥取県告示第八十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|---------|-----------|-------------|
| 山 根 俊 夫 | 鳥医第一、六五一号 | 昭和四十七年一月二十日 |

鳥取県告示第八十二号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（福井地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十三号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（東桂見地区かんがい排水）事

業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十四号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（金沢地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十五号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（上砂見地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十六号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（菖蒲地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十七号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（賀露地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十八号

鹿野町長から申請のあつた町営土地改良（鷲峰地区農道整備事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、
准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和47年2月4日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験の日時
 学科試験 昭和47年3月9日 午前9時から
 実地試験 昭和47年3月10日 午前8時30分から
- 2 試験の場所
 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験願書の提出期限
 昭和47年2月25日（郵送の場合は、昭和47年2月25日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県厚生部医務課へ問い合わせると。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】